

山形県道路台帳作成要領

令和2年4月1日以降

山形県 県土整備部

改訂履歴

No.	改訂日	改訂箇所	改訂内容
1	H28.10.01	全体	新規策定
2	H29.04.01	第3章 道路台帳図ほか	平面管理図記載事項に関する条文の修正、その他条文の修正
3	R02.04.01	第3章 道路台帳図ほか	平面管理図記載事項に関する条文の修正、その他条文の修正、誤記修正 ほか

目 次

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用	1
-----------	---

第2章 測 量

第1節 基本的事項

2-1-1 基本的事項	1
-------------	---

第2節 測 量

2-2-1 現地踏査	1
2-2-2 基準点測量	1
2-2-3 現地測量	2

第3章 道路台帳図

第1節 基本的事項

3-1-1 基本的事項	2
-------------	---

第2節 平面管理図

3-2-1 平面管理図作成における基本事項	2
3-2-2 記載事項（図面部分）	3
3-2-3 記載事項（入力データ部分）	6
3-2-4 記載事項（その他）	8
3-2-5 図面構成等	8

第3節 道路部面積計算素図

3-3-1 道路部面積計算素図作成における基本事項	9
3-3-2 道路部面積の区分及び計算方法	9
3-3-3 記載事項	11
3-3-4 図面構成等	13

第4節 道路敷地図

3-4-1 道路敷地図作成における基本事項	13
3-4-2 境界の確認	14
3-4-3 所有者及び地番等の把握及び記載	14
3-4-4 道路敷地面積の計算方法	14
3-4-5 記載事項	15
3-4-6 図面構成等	17

第4章 成果品

第1節 基本的事項

4-1-1 基本的事項	17
-------------	----

第2節 成果品

4-2-1 成果品	17
-----------	----

第5章 CAD基準

第1節 CAD基準

5-1-1 基本的事項	20
-------------	----

第2節 CADデータ

5-2-1 図面形態及びレイヤ構成	20
-------------------	----

5-2-2 線種	21
----------	----

5-2-3 色	22
---------	----

5-2-4 文字	22
----------	----

5-2-5 ファイル名	24
-------------	----

別添 平面管理図凡例集

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. この要領は、山形県が管理する道路に関し、道路法（昭和27年法律第180号）第28条及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の2に規定する道路台帳を、委託により作成する場合において、必要な事項を定めるものである。
2. 道路台帳の作成においては、本要領の規定のほか、設計図書（特記仕様書）及び測量業務共通仕様書によるものとする。

第2章 測 量

第1節 基本的事項

2-1-1 基本的事項

1. 公共測量作業規程の適用
本業務における測量作業は、本要領に定めるものを除き、山形県の定める「公共測量作業規程」（以下「規程」という。）によるものとする。
2. 測量の基準
測量の基準は、規程第2条に基づき世界測地系に従う直角座標により表示するものとするが、設計図書において任意によるものと規定された場合には、作業範囲を踏まえ、適切に設定するものとする。

第2節 測 量

2-2-1 現地踏査

受注者は、測量計画策定のため、設計図書に示された業務内容を把握のうえ、現地にて作業範囲の確認や、既存の道路台帳図及び事業実施平面図（現地測量を基に作成された事業実施のための計画平面図。以下「事業実施平面図」という。）からの変化など、現況の把握を行うものとする。

2-2-2 基準点測量

1. 基準点の区分
道路台帳作成における基準点測量とは、平面管理図作成のための図根点の基準として、貸与資料（既往の測量成果）に示す既知点（3級基準点以上のもの）と結合させる4級基準点を設置するものとする。
2. 選点
新点の選点においては、後続作業における利用、及び次項の測量標設置を考慮し、適切な位置に選定するものとする。
なお、既知点の亡失、または、3級基準点以上の既知点が近傍に存在しない場合においては、測量の方法について監督職員と協議するものとする。

3. 測量標の設置

新点には測量鈎を設置するものとする。

なお、設置場所は道路敷地内を原則とし、構造物等、亡失の恐れのない場所とする。

2-2-3 現地測量

1. 数値地形図データの地図情報レベル

現地測量により作成する数値地形図データの地図情報レベルは、500とする。

2. 現地測量の範囲

現地測量の範囲は、設計図書によるほか、第3章 道路台帳図 以降の後続作業を踏まえ、適切に設定するものとする。

3. 既往の測量成果の活用

事業実施平面図から変化のない範囲については、当該成果をそのまま活用できるものとする。

ただし、本業務による現地測量との整合に留意するものとする。

第3章 道路台帳図

第1節 基本的事項

3-1-1 基本的事項

1. 道路台帳図は、CADにて作成するものとする。

なお、CAD基準の詳細については、第5章 CAD基準 を参照するものとする。

2. 道路台帳図の縮尺

道路台帳図は、縮尺500分の1として調製するものとする。

3. 道路台帳図の構成

道路台帳図は、既存台帳図の構成を踏まえつつ、概ね200～240m程度に区分けし、別葉として調製するものとする。

4. 道路横断方向の作図範囲

道路台帳図の横断方向に対する作図範囲は、道路境界から左右各々20m程度とする。

ただし、接続する道路法上の道路については、この範囲を30m程度とする。

5. 道路横断面の構成要素

道路横断面の構成要素（車道及び歩道等の幅員、路肩又は停車帯の定義等）については、事前にその考え方を監督職員と十分協議し、把握するものとする。

第2節 平面管理図

3-2-1 平面管理図作成における基本事項

1. 平面管理図は、現地測量成果、事業実施平面図データ、既存の平面管理図の順を優先順位とし、必要に応じてこれを組み合わせ作成するものとする。

2. 前項において、既存の平面管理図を用いる場合には、その範囲についてCADトレースを行うものとする。

3-2-2 記載事項（図面部分）

1. 平面管理図

平面管理図には、別添「平面管理図凡例集」に基づき、以下の事項に留意のうえ、必要事項を記載するものとする。

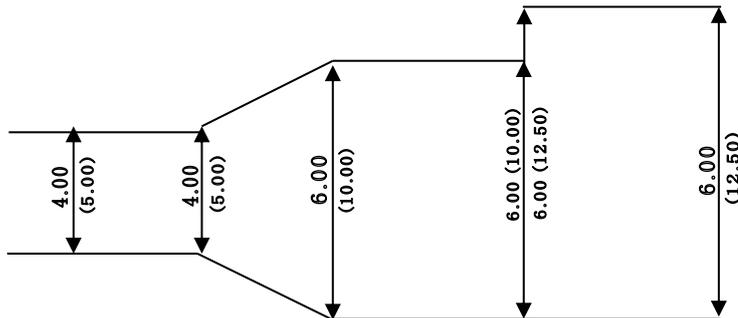
(1) 道路の区域

ア 道路中心線及び測点

- (ア) 道路中心線は、図上で設定するものとする。
- (イ) 道路中心延長20m毎に測点を記載するものとし、5測点毎に起点からの測点番号を記載する。また、道路が他路線と重複して供用されている区間（以下重用区間という）は最上位路線にのみ測点番号を与えるものとする。
- (ウ) 道路中心線延長を、図面右上に記載する。
なお、重用区間の延長は、最上位路線のみ計上することとし、それ以外の下位路線は延長を計上しないものとする。

イ 幅員

- (ア) 車道幅員に0.5m以上の増減が生じる変化点には、その幅員を記載する。
- (イ) 道路部幅員に0.5m以上の増減が生じる変化点、及び二重断面箇所には、その幅員を記載する。
- (ウ) 車道幅員と道路部幅員は二段書きとし、道路部幅員は下段に（ ）書とする。
なお、車道幅員、道路部幅員の考え方については、3-3-2 道路部面積の区分及び計算方法を参照すること。



ウ 道路の区域の境界線（官、民地の境界線）

- (ア) 境界線は、後続作業となる道路敷地図と整合を図るものとする。
- (イ) 国道、県道、市町村道及び大規模農道等との交差、又は取付部における当該道路との境界線（各々の管理権による）については、監督職員の指示によるものとする。
- (ウ) 県管理道路どうしの交差においては、原則、国道・主要地方道・一般県道（種別が同じ場合は路線番号）の順で道路の区域を優先するものとし、その詳細については、監督職員の指示によるものとする。

エ トンネル、橋梁

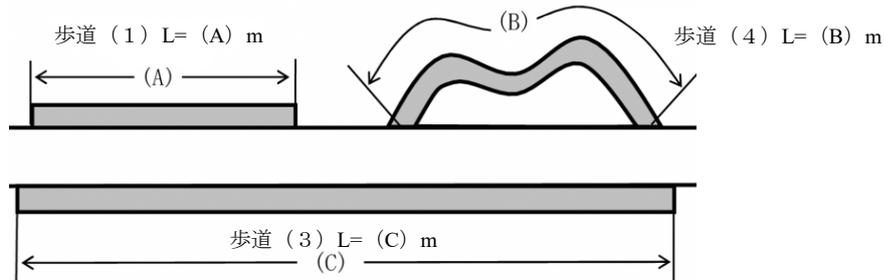
- (ア) トンネル及び橋梁については、名称、延長、幅員を記載する。
- (イ) トンネルは、有効断面幅を実線、車道幅員を点線で、透過したものと記載する。
- (ウ) 橋梁は、道路中心線上2.0m以上の延長を有するものとする。
 なお、カルバート構造のものであっても、道路中心線上2.0m以上の延長を有するものは、橋梁として取り扱うものとする。

オ 歩道種別、歩道等延長及び中央帯

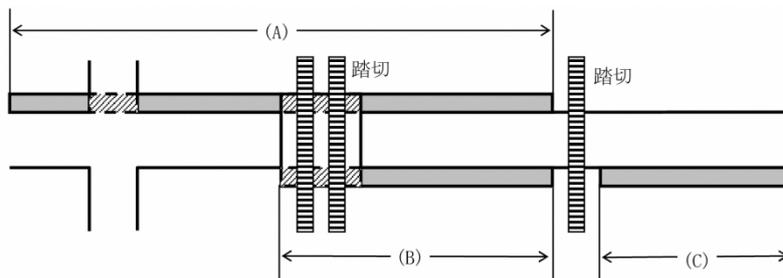
- (ア) 0.75m以上の幅員を有する歩道について、下記の歩道種別に応じて、その種別、延長を記載する。

歩道種別	摘 要	備 考
歩道 (1)	歩 道	
歩道 (2)	歩道+自転車道	歩道と自転車道が段差等により構造的に区画されているもの。区画線等の標示のみにより区分されている場合は、歩道 (3) とする。
歩道 (3)	自転車歩行者道	公安委員会による交通規制がなされているもの。
歩道 (4)	歩 道 等 (分離)	人家や河川、樹木等の障害物により、車道部から離れて設けられたもの。

- (イ) 歩道等の延長については、歩道部分の中心線上の延長を記載するものとし、道路左右に歩道がある場合には、それぞれに記載するものとする。



- (ウ) 交差点（私道・農道等の交差部も含む）を挟んで歩道が連続して設置されている場合は、交差点にも歩道が設置されているものとみなし、延長を記載する。
- (エ) 民家等の出入口のため切下げ箇所や、縁石等の寸断箇所についても、連続して歩道が設置されているものとみなす。
- (オ) 歩道の延長が、3-2-3 第1項 分割番号及び延長 にて規定する分割区分を跨ぐ場合には、分割区分毎に分けて記載するものとする。



(カ) 中央帯がある場合は、延長を記載するものとする。

カ 道路附属物及び道路占用物件

(ア) 下記に掲げる道路附属物及び道路占用物件については、凡例に従い記載する。

区 分	具体的事例
道路附属物	ガードレール・ガードパイプ・ガードロープ（延長）、防雪柵（延長）、道路照明灯（番号）、カーブミラー、スノーシェッド（延長）、水抜、暗渠・函渠（断面寸法）、消雪パイプ、縁石、案内標識（標示内容）、警戒標識（系統番号）、規制標識（系統番号、但し道路管理者が設置したもの）、植樹施設（延長、樹種）、非常用電話等
道路占用物件 その他	電力柱（電力路線名、番号）、電話柱（電話路線名、番号）、消火栓、マンホール、アーケード、ポスト、公衆電話、街路灯、信号機、鉄塔、防火水槽、公衆便所、墓碑等

(イ) 上記物件以外のものでも、道路附属物及び道路占用物件等と判断されるもの、及び記号で表示できないものについては、監督職員と協議するものとする。

キ 重用区間

(ア) 重用区間において最上位路線以外の下位路線では、「分割番号」「路面種別」の2欄（3-2-3記載事項（入力データ部分）第1項及び第2項参照）のみ記載することとし、「路面種別」欄には「重用」と記載する。

なお、平面管理図1枚分がすべて重用区間となる場合は、最上位路線のみ平面管理図を作成する。

(イ) 重用区間の道路中心線及び測点の取り扱いについては、3-2-2記載事項（図面部分）第1項（1）アによる。

(2) 道路の区域以外

ア 当該道路と交差する施設

(ア) 道路法上の道路についてはその種別及び名称、その他の道路については種別（農・林道、私道等）を記載する。

なお、左支、右支が同一路線であっても、各々両方に路線名及び至（目的地）を記載する。

(イ) 鉄道については、鉄道管理者名及び路線名称を記載する。

(ウ) 河川・せき等については、名称及び流末方向を記載する。

イ 県、郡、市町村、大字及び字の名称及び境界線

字界等は、平面図作図範囲より長く引き出しを行い、明確に記載するとともに、字等の名称は、道路の上部及び下部に記載する。

ウ 地形、地物等

(ア) 家屋は道路沿のみとし、公共施設（学校、公民館、駐在所等）、工場、病院等目的物になり得る建物には、その名称を記載する。

なお、目的物となり得る建物がない場合は、適宜家屋名を記載するものとする。
 (イ) 等高線は主曲線 1 m 間隔で記載するものとし、平坦地においては 0.5 m の間曲線を挿入する。

2. その他（横断図、舗装構成表、凡例一覧表）

(1) 横断図

代表的な道路横断図を、1 葉につき最低 1 断面、原則として縮尺 100 分の 1 で記載する。

その他、トンネル、橋梁等、道路構造物は、原則として 1 箇所 1 断面を記載する。

(2) 舗装構成表

車道、歩道の舗装構成について、その構成が変わる区間毎に、又は 1 葉につき最低 1 箇所以上、舗装構成表を記載する。

なお、舗装構成表には、施工年度、区間（測点）、種類、厚さ、等値換算係数、T A、交通量区分、設計 C B R、凍結深を記載するものとする。

また、舗装構成が不明の場合は、空欄の表のみ記載する。

(3) 凡例一覧表

平面管理図上に記載した凡例については、凡例一覧表として整理、記載する。

(4) 座標値

世界測地系に基づく基準点測量を実施した場合においては、設置した測量標の座標値を一覧表として記載する。その他の測地系（日本測地系・任意座標系）の場合であっても後続作業の利用が見込める場合は、監督職員と協議の上、測地系を表記し、座標値を基準点一覧表として記載する。

3-2-3 記載事項（入力データ部分）

1. 分割番号及び延長

市町村、路面種別、改良未改良区分、道路・橋梁・トンネル・重用の別、雪寒指定の有無により、道路延長を図上において分割し、その通し番号（以下「分割番号」という。）及び延長を記載する。

延長の単位はメートルとし、小数点以下は四捨五入する。

【記載例】	分割番号	001 (100m)	002 (20m)	003 (100m)
-------	------	------------	-----------	------------

2. 路面種別

以下の路面種別の区分に従い、記号を記載する。

番号	路面種別	記号	備考
1	砂利道	G	
2	防じん	B	
3	セメント	C o	
4	高級アスファルト	A s	高級アスファルト、簡易アスファルトの区分については、交通量区分 N 3 以上を高級、N 1 ~ N 2（旧簡易舗装要綱）を簡易として判断するものとする。
5	簡易アスファルト	a s	

3. 改良未改良区分

以下の改良未改良の区分に従い、番号を記載する。

【記載例】 A s - 1

路面種別記号-改良未改良区分番号 として記載

記載例は、路面種別：高級アスファルト、改良未改良区分：改良済み19.5m以上の場合

番号	改良未改良区分	番号	改良未改良区分
1	改良済み19.5m以上	6	未改良3.5m以上5.5m未満
2	改良済み13.0m以上19.5m未満	7	未改良1.5m以上3.5m未満
3	改良済み 5.5m以上13.0m未満	8	未改良1.5m以上交不能※
4	改良済み 5.5m未満	9	未改良1.5m未満
5	未改良 5.5m以上	0	未改良1.5m未満交不能※

※交不能：自動車交通不能

改良未改良区分の幅員は、車道幅員の合計とし、下記の部分の影響による改良未改良区分の変更は不要とする。

ア 停車帯

イ 交差点

ウ 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分

エ 乗合自動車停車所及び非常駐車帯

オ 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線およびそれらのすりつけ区間

カ 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

キ 待避所

なお、車道幅員の考え方については、3-3-2 道路部面積の区分及び計算方法を参照すること。

また、改良未改良の区分については、旧道路構造令に基づき改良された道路など、車道幅員の大小だけでは決定されないため、監督職員の指示によるものとする。

4. 幾何構造

(1) 曲線半径

図上で設定した道路中心線において、曲線半径300m以下となる区間について、その区間を区切り、曲線半径を記載する。

なお、事業実施平面図に記載の曲線半径との整合性についても確認し、疑義がある場合には監督職員と確認するものとする。

(2) 縦断勾配

事業実施縦断図を基に、縦断勾配が2.5%以上となる区間について、その区間を区切り、縦断勾配及び上り下り表示（↗、↘）を記載する。

5. 道路敷面積等

道路敷面積、道路部面積、車道面積、歩道面積の4項目について、第3節 道路部面積計算素図 及び 第4節 道路敷地図 にて算定された面積（平方メートル単位、整数止め）を、分割番号毎に記載する。

(1) 道路敷地面積については、国有地、地方公共団体有地、その他別を記載する。なお、全体及び一部敷地図が作成されていない場合は、空欄とする。

(2) 歩道面積については、面積のほか、3-2-2 第1項(1)オ 歩道種別、歩道等延長及び中央帯にて設定した歩道等の延長について、分割番号毎にその合計値を記載する。また、中央帯がある場合は、歩道面積及び歩道等の延長の後ろに中央帯の面積及び延長について、分割番号毎に合計値を記載する。

【記載例】 1 2 3 4 (L=5 6 7 m) 中央帯 7 8 9 (L=1 2 3 m)

記載例は、歩道面積1234㎡、歩道延長567m、中央帯面積789㎡、中央帯延長123mの場合

3-2-4 記載事項(その他)

1. 平面図要素レベルの表示

平面図作成に用いた測量成果等の内容に応じて、外枠線内の右側上部にそのレベルを記載するものとする。

記載項目	摘要
[CAD]	平面図全てを、現地測量成果及び事業実施平面図データにより作成している場合
[CAD (一部トレース)]	平面図の一部に既存平面管理図のCADトレースを含む場合
[CAD (全部トレース)]	平面図全てを、既存平面管理図のCADトレースにより作成している場合

2. 調製(補正)年月、会社名、補正理由

(1) 新規作成の場合

外枠線内の右側下部に、下記例を参考に記載する。

【記載例】 令和○年○月 (株)○○測量設計事務所 調製(調整理由)

調整理由については、簡潔明瞭に記載すること

(2) 全面補正の場合(既存台帳を新たにCAD化する場合を含む)

外枠線内の右側下部に、下記例を参考に記載する。

【記載例】 令和○年○月 (株)○○測量設計事務所 更新(更新理由)

更新理由については、簡潔明瞭に記載すること

(3) 部分補正の場合

外枠線内の左側下部に、下記例を参考に記載する。

【記載例】 令和○年○月 (株)○○測量設計事務所 補正(補正理由)

補正理由については、簡潔明瞭に記載すること

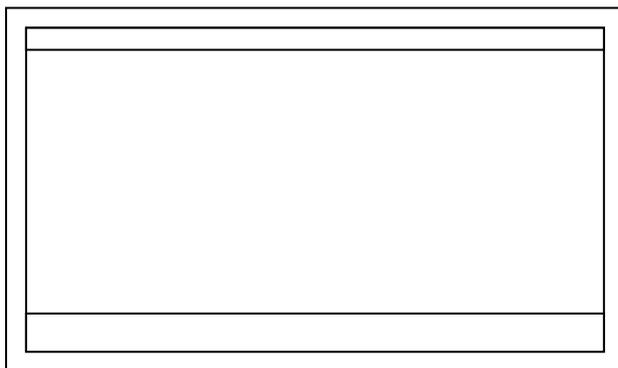
(4) 補正履歴について

上記、(2)、(3)の補正を行う場合の補正履歴の記載事項については、その取扱いについて監督職員と協議するものとする。

3-2-5 図面構成等

用紙の大きさはA2判(59.4cm×42.0cm)とし、内枠線を53cm×38cmとするほ

か、下記図のとおりとする。



第3節 道路部面積計算素図

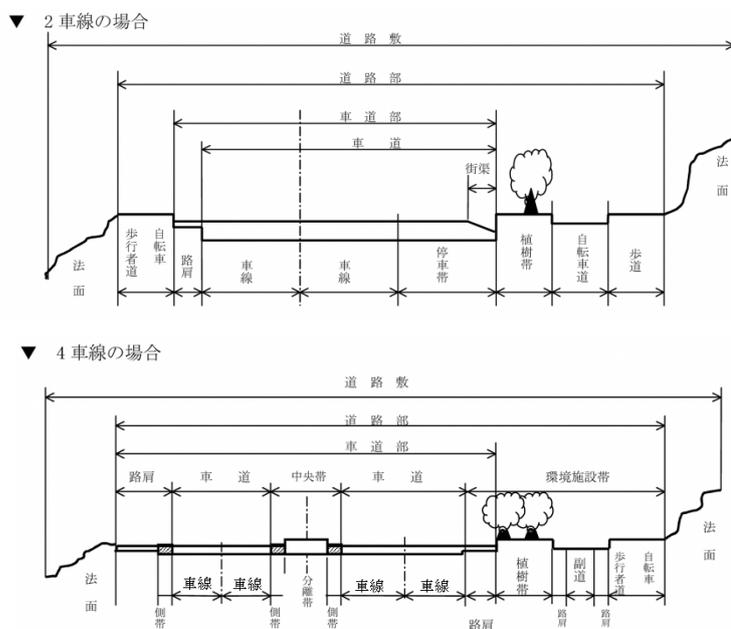
3-3-1 道路部面積計算素図作成における基本事項

1. 道路部面積計算素図は、作成した平面管理図に基づき、道路部、車道、中央帯、歩道等、その他の各区分に応じた境界線により図面を構成する。
2. 道路部面積計算素図は、CAD化した平面管理図に基づき作成するものとする。

3-3-2 道路部面積の区分及び計算方法

1. 道路部面積とは、道路敷のうち、車道、中央帯、歩道等、その他により構成される範囲の面積とし、法面等は含まない。

(1) 基本構成



ア 車道面積

車線、停車帯、副道のほか下記部分を加えた幅員に対応する面積。

(ア) 交差点 (3-3-2 第1項 (3) で車道として取り扱う部分)

- (イ) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (ウ) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- (エ) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- (オ) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間
- (カ) 待避所

なお、車道幅員が明確でないものについては、路端から左右それぞれ0.5m（橋梁・トンネルについては左右それぞれ0.25m）以上を路肩分として差し引いた幅員を車道幅員とする。

イ 中央帯面積

分離帯及び側帯を加えた幅員に対応する面積

ウ 歩道等面積

0.75m以上の幅員を有する、歩道、自転車歩行者道、自転車道の幅員区分別に対応する面積

(ア) 幅員0.75m未満の歩道に係る面積については、エ その他面積の扱いとする。

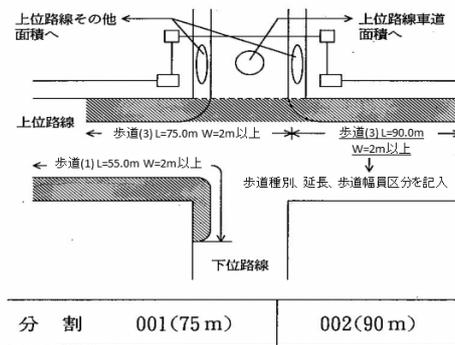
(イ) 交差点（私道・農道等の交差部も含む）を挟んで歩道が連続して設置されている場合は、交差点に歩道が設置されているものとみなし、見通し線により歩道面積として取扱う。

(ウ) 民家等の出入口のため切下げ箇所や、縁石等の寸断箇所についても、歩道面積として取扱う。

(エ) 歩道幅員区分を、歩道種別及び延長の後ろに記載する。

【記載例】歩道（3） L=90.0m W=2m以上

歩道種別：歩道（3） 延長：90.0m 歩道幅員区分：2m以上3m未満の場合



歩道幅員区分

番号	歩道幅員区分	図面表示
1	4 m以上	4 m以上
2	3 m以上 4 m未満	3 m以上
3	2 m以上 3 m未満	2 m以上
4	1 m以上 2 m未満	1 m以上
5	1 m未満	1 m未満

エ その他面積

路肩、植樹帯（但し、車道部と副道との間に設けられた植樹帯等とし、一般的な歩道における植樹帯は歩道面積として取扱う）に対応する面積

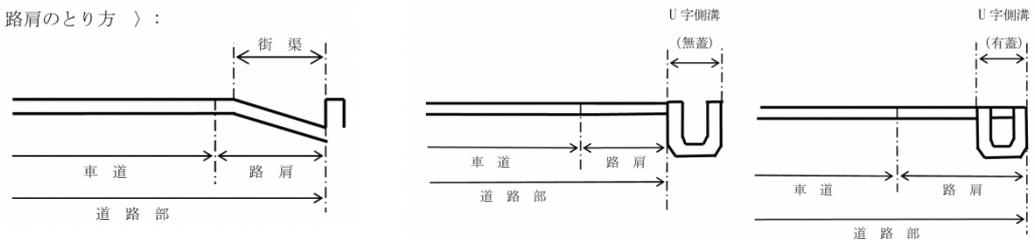
(2) 側溝の取扱い

(ア) 車道部外縁に設置された側溝については、有蓋であって、強度及び構造からみて路肩の効用を兼ねている場合には、当該部分を路肩として取扱う。

(イ) 歩道等の外縁に設置された側溝については、有蓋であって、強度及び構造から

みて歩行可能な場合には、当該部分を歩道等として取扱う。

(路肩のとり方) :



(3) 取付道路との交差部の取扱い

ア 取付道路等の面積計算は、上位路線優先で算定する。

イ 道路法上の道路(国・県・市町村道)、及びこれに準じた道路(大規模農道等)との交差部については、道路部(車道、歩道、その他)として取扱う。

ウ 農道等のうち、全幅員が2.5m以上のものとの交差部については、自動車等の交通可能な道路として道路部(但し、その他とし、車道とはしない)に取扱う。

エ 上記以外の道路(全幅員2.5m未満)については道路部としない。

(4) 鉄道との交差部(踏切)の取扱い

ア 踏切部については、道路部面積として算定する

イ 踏切部前後の道路の車道幅員が一致しない場合、路端とみなされる線より左右それぞれ0.5mを路肩として取り扱い、その内幅を車道幅員として面積を算定する。

ウ 踏切の前後に歩道が設置されている場合は、交差点と同様、踏切内に歩道が設置されているものとして面積を算定する。ただし、踏切に歩道幅員が確保されている場合に限る。

2. 道路部面積(車道、中央帯、歩道等、その他)の計算は、それぞれ分割番号毎にCADにより面積測定を行うものとし、平方メートル(小数第3位を四捨五入)を単位とする。

3. 平面管理図の一部に既存平面管理図のCADトレースを用いかつ事業に伴う道路部の改変がなされていない場合であって、各面積の考え方に疑義がある場合、又は道路部面積に錯誤が生じると考えられる場合には、その内容を取りまとめの上、その取扱いについて監督職員と協議するものとする。

3-3-3 記載事項

1. 面積計算図

面積計算図は、3-3-1 道路部面積計算素図作成における基本事項によるほか、以下の事項を記載する。

ア 測点及び測点番号(5測点毎)

イ 分割番号毎、区分(車道、中央帯、歩道等、その他)毎の通し番号

ウ 面積計算に用いる端点

エ 歩道種別・延長・歩道幅員区分

【記載例】 歩道(3) L=90.0m W=2m以上

歩道種別: 歩道(3) 延長: 90.0m 歩道幅員区分: 2m以上3m未満の場合

オ 道路中心線延長

カ 方位

2. 面積計算表

道路部面積について、分割番号毎に、各区分（車道、中央帯、歩道等、その他）の小計及び道路部面積の合計をまとめた面積計算表を記載する。

なお、小計の前段となる前項（イ）の通し番号の各面積は、3-3-2第2項に基づき計算した小数第2位までの値（平方メートル）とし、各区分毎の小計値以降の面積は、整数止め（少数点以下四捨五入）で記載する。

また、前項（イ）の通し番号は、同一平面管理図内では連続した番号を用いることとし、分割番号毎に番号を振り直さないこととする。

分割番号	区 分	番 号	面 積
001	車 道	①	533.54
		計	533.54
		面積	534
	歩 道	②	301.54
		計	301.54
		面積	302
	その他	③	51.06
		④	52.90
		計	103.96
		面積	104
道 路 部 面 積			940

分割番号	区 分	番 号	面 積
002	車 道	⑤	420.12
		⑥	120.53
		計	540.65
	歩 道	⑦	100.65
		計	100.65
		面積	101
	その他	⑧	43.03
		計	43.03
		面積	43
		道 路 部 面 積	

3. 歩道幅員区分別延長内訳

歩道幅員区分別延長について、分割番号毎に、各歩道等種別の歩道幅員区分別延長内訳、歩道延長、歩道面積及びそれらの合計をまとめた計算表を記載する。

分割 番号	歩道等 種別	歩道幅員区分別延長内訳					歩道 延長	歩道 面積
		4m以上	4m未満 3m以上	3m未満 2m以上	2m未満 1m以上	1m未満		
(001)	3	0	0	90	0	0	90	229
	4	0	0	88	0	0	88	177
	計	0	0	178	0	0	178	406

4. 分割番号及び延長

平面管理図の作成に倣い、分割番号及び延長を、内枠線内の最下部に記載する。

5. 面積計算素図要素レベルの表示

面積計算素図作成の基図となる平面管理図作成に用いた測量成果等の内容に応じて、外枠線内の右側上部にそのレベルを記載するものとする。

記載項目	摘 要
〔CAD〕	平面管理図に〔CAD〕と記載した場合
〔CAD（一部トレース）〕	平面管理図に〔CAD（一部トレース）〕と記載した場合
〔CAD（全部トレース）〕	平面管理図に〔CAD（全部トレース）〕と記載した場合

6. 調製（補正）年月、会社名、補正理由

（1）新規作成の場合

外枠線内の右側下部に、下記例を参考に記載する。

【記載例】令和○年○月 ㈱○○測量設計事務所 調製（調整理由）
調整理由については、簡潔明瞭に記載すること

（2）全面補正の場合（既存面積計算素図を新たにCAD化する場合を含む）

外枠線内の右側下部に、下記例を参考に記載する。

【記載例】令和○年○月 ㈱○○測量設計事務所 更新（更新理由）
更新理由については、簡潔明瞭に記載すること

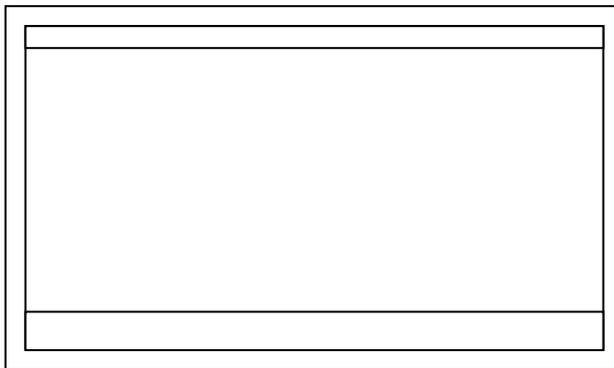
（3）部分補正の場合

外枠線内の左側下部に、下記例を参考に記載する。

【記載例】令和○年○月 ㈱○○測量設計事務所 補正（補正理由）
補正理由については、簡潔明瞭に記載すること

3-3-4 図面構成等

用紙の大きさはA2判（59.4cm×42.0cm）とし、内枠線を53cm×38cmとするほか、下記図のとおりとする。



第4節 道路敷地図

3-4-1 道路敷地図作成における基本事項

1. 道路敷地図は、事業において作成した用地実測図（以下「用地実測図」という。）、既存の道路敷地図の順を優先順位とし、必要に応じてこれを組み合わせ作成するものとする。

2. 既存の道路敷地図を用いる場合には、その範囲についてCADトレースを行うものとする。
3. 平面管理図の補正において、当該補正図面の範囲で事業における用地の取得がなされていない（用地実測図の作成がなされていない）場合においては、原則、道路敷地図の作成は不要とする。

3-4-2 境界の確認

1. 事業による工事の完了後に設置された境界杭及び道路敷境界（側溝等各種構造物）の位置について、現地測量に基づく平面管理図と、用地実測図に基づく道路敷地図を重ね合わせ、その整合性を確認するものとする。
なお、本確認により、境界位置にずれが確認された場合には、その要因を取りまとめの上、その取扱いについて監督職員と協議するものとする。
2. 前項のほか、用地実測図から判断し、用地取得範囲に道路敷が収まっている場合であって、今後の道路管理上、境界杭の設置等が望ましいと考えられる箇所が見受けられる場合には、その位置等について取りまとめの上、監督職員へ報告するものとする。

3-4-3 所有者及び地番等の把握及び記載

1. 道路敷地内及び隣接地の所有者及び地番等については、事業における用地実測図より把握するものとする。
なお、用地実測図の範囲外（既存の道路敷地図のCADトレース範囲）については、原則として、既存の道路敷地図記載の所有者をそのまま記載するものとする。
2. 道路敷地内の土地については、国有地、地方公共団体有地、その他に分類するものとする。
 - ア 国有地
国機関（国土交通省、農林水産省、総務省等）の名義の土地については、その名義および地番を記載する。
 - イ 地方公共団体有地
県有地及び市町村有地とし、名義及び地番を記載する。
 - ウ その他
民有地、土地改良区用地等
所有者名（名義人と管理者が異なる場合は名義人を上段に、管理者を（ ）書きで下段に記入）及び地目、地番を記入する。
なお、道路敷地で貸付を受けている土地については、所有者名の下段に「(借)山形県」等と記載するものとする。

3-4-4 道路敷地面積の計算方法

1. 道路敷を構成する地番（無地番）については、CADにより面積測定を行うものとし、平方メートル（小数第3位を四捨五入）を単位とする。
2. 1筆が、分割番号を跨ぐ場合には、これを分割のうえ、それぞれで面積を測定するものとする。
3. 国有地のうち、国有林野の貸付部分と使用部分については、他と区別して計算し、3

－ 4－ 5 第 2 項 面積計算表に「林」と記載すること。

4. 橋梁部については、敷地の境界および所有者関係について把握するものとし、橋梁の輪郭線をもって、面積計算するものとする。
5. 道路敷地図の一部に既存道路敷地図の CAD トレースを用い、かつ事業に伴う用地の取得（道路部の改変）がなされていない場合であって、各筆の面積に錯誤が生じると考えられる場合には、その内容を取りまとめの上、その取扱いについて監督職員と協議するものとする。

3－ 4－ 5 記載事項

1. 敷地図

敷地図は、3－ 4－ 1 道路敷地図作成における基本事項 及び 3－ 4－ 3 所有者及び地番等の把握及び記載 によるほか、以下の事項を記載する。

- ア 測点及び測点番号（5 測点毎）
- イ 境界杭及び道路区域の境界線
- ウ 道路敷地内における分割番号毎、地番毎の通し番号
- エ 面積計算に用いる端点
- オ 郡、市、町、村、大字および字の名称と境界線
- カ 道路中心線延長
- キ 方位

なお、筆界が密で、縮尺500分の1の表記では判読が困難な部分がある場合には、適宜拡大図（縮尺100分の1程度）を併記するものとする。

2. 面積計算表

道路敷面積について、分割番号毎に、各区分（国有地、地方公共団体有地、その他）の小計及び道路敷面積の合計をまとめた面積計算表を記載する。

なお、小計の前段となる前項（ウ）の通し番号（各地番）の各面積は、3－ 4－ 4 第 1 項に基づき計算した小数第 2 位の値（平方メートル）とし、各区分毎の小計値以降の面積は、整数止め（少数点以下四捨五入）で記載する。

また、前項（ウ）の通し番号は、同一平面管理図内では連続した番号を用いることとし、分割番号毎に番号を振り直さないこととする。

分割番号	区 分	番 号	面 積
0 0 1	国有地	① 国	533.54
		計	533.54
		面積	534
	地方公共 団体有地	② 県	51.06
		③ 市	52.90
		計	103.96
		面積	104
	その他	④	301.54
		計	301.54
面積		302	
道 路 敷 面 積			940

分割番号	区 分	番 号	面 積
0 0 2	国有地	⑤ 国	420.12
		計	420.12
		面積	420
	地方公共 団体有地	⑥ 県	120.53
		⑦ 県	100.65
		計	221.18
		面積	221
	その他	⑧	43.03
		計	43.03
面積		43	
道 路 敷 面 積			684

3. 道路敷地図作成に使用した資料などの記載

道路敷地図を作成するにあたり使用した資料について下記例を参考に記載する。

ア 用地実測図に基づき作成した場合

【記載例】 No. 〇〇～No. 〇〇 「令和〇〇年度〇〇〇工事 用地実測図に基づき作成」

イ 既存の道路敷地図（CADトレース）に基づき作成した場合

【記載例】 No. 〇〇～No. 〇〇 「令和〇〇年〇月調製 道路敷地図に基づき作成」

ウ 土地区画整理事業の換地処分告示図面に基づき作成した場合

【記載例】 No. 〇〇～No. 〇〇 「〇〇地区土地区画整理事業に伴う換地処分（〇年〇月〇日付け、県公報告示第〇号）に基づき作成」

4. 分割番号及び延長

平面管理図の作成に倣い、分割番号及び延長を、内枠内の最下部に記載する。

5. 道路敷地図要素レベルの表示

道路敷地図の作成に用いたデータの内容に応じて、外枠内の右側上部にそのレベルを記載するものとする。

記載項目	摘 要
[CAD]	道路敷地図全てを、用地実測図等により作成している場合
[CAD（一部トレース）]	道路敷地図の一部に、既存の道路敷地図のCADトレースを含む場合
[CAD（全部トレース）]	道路敷地図全てを、既存の道路敷地図のCADトレースにより作成している場合

6. 調製（補正）年月、会社名、補正理由

（1）新規作成の場合

外枠内の右側下部に、下記例を参考に記載する。

【記載例】 令和〇年〇月 ㈱〇〇測量設計事務所 調製（調整理由）
調整理由については、簡潔明瞭に記載すること

（2）全面補正の場合（既存道路敷地図を新たにCAD化する場合を含む）

外枠内の右側下部に、下記例を参考に記載する。

【記載例】 令和〇年〇月 ㈱〇〇測量設計事務所 更新（更新理由）
更新理由については、簡潔明瞭に記載すること

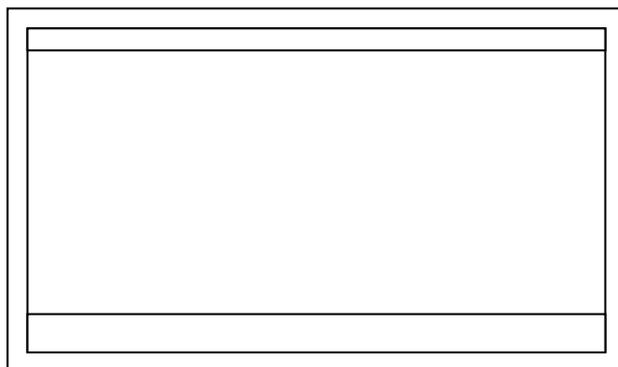
（3）部分補正の場合

外枠内の左側下部に、下記例を参考に記載する。

【記載例】 令和〇年〇月 ㈱〇〇測量設計事務所 補正（補正理由）
補正理由については、簡潔明瞭に記載すること

3-4-6 図面構成等

用紙の大きさはA2判(59.4cm×42.0cm)とし、内枠線を53cm×38cmとするほか、下記図のとおりとする。



第4章 成果品

第1節 基本的事項

4-1-1 基本的事項

1. 山形県電子納品取扱要領の適用

本業務における成果品については、本要領に定めるものを除き、「山形県電子納品取扱要領」(以下「電子納品要領」という。)及び「山形県電子納品運用マニュアル」(以下「電子納品運用マニュアル」という。)によるものとする。

2. 電子納品運用マニュアル適用の特例

緊急時における道路台帳図の持ち出し等を考慮し、平面管理図、道路部面積計算素図、道路敷地図については、電子納品運用マニュアル 2-7-1 受注者の提出方法 ② の規定によらず、マイラー図等についても併せて提出するものとする。

電子データ(CD-R)作成にあたっては、道路台帳図データ作成の独自規定としたファイル名等があることから、電子納品チェックシステムでのチェックは行わず、目視によるチェックとするものとする。

第2節 成果品

4-2-1 成果品

1. 測量成果

測量の成果については、規程第46条(基準点測量成果等)及び規程第105条(現地測量成果等)によるものとする。

2. 道路台帳図面

平面管理図、道路部面積計算素図、道路敷地図に係る成果については、電子データによるほか、以下によるものとする。

なお、成果品のうちマイラー図を除く成果品について、補正箇所等を着色したものを提出するものとする。着色方法は 5-2-3 色を参照すること。

(1) マイラー図

ポリエステルフィルム #300又は#400へ印字したものを1部提出するものとする。

(2) 用地実測図等

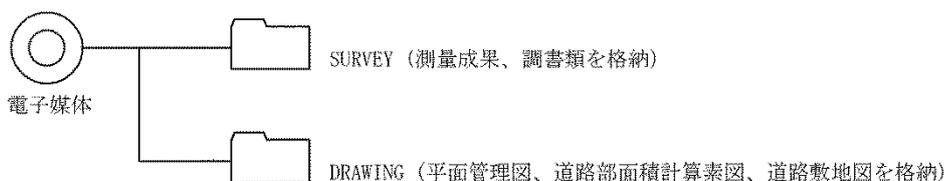
道路敷地図作成に用いた用地実測図又は土地区画整理事業の換地処分告示図面については、これを印刷（コピー）したもの1部を、JISファイル折りに調製し、電子納品運用マニュアル2-7-1受注者の提出方法②に規定する印刷物と併せて提出するものとする。

(3) 平面管理図

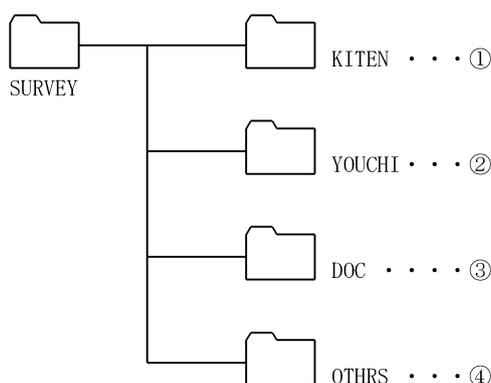
A2判（実寸版）及びA4判（縮小版）で印刷したものを各2部提出するものとする。

3. 電子データのフォルダ構成

(1) フォルダ構成（全体構成）



(2) 「SURVEY」フォルダの構成



① 基準点測量成果データは、SURVEYフォルダ直下のKITENフォルダに格納する。ファイル名は日本語とし、内容の分かる名称とする。

例) 基準点網図、計算簿、成果表等

② 境界測量成果データは、SURVEYフォルダ直下のYOUCHIフォルダに格納する。ファイル名は日本語とし、内容の分かる名称とする。

例) 計算簿、成果表等

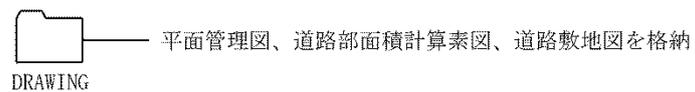
③ 書類、打合せ記録簿等データは、SURVEYフォルダ直下のDOCフォルダに格納する。ファイル名は日本語とし、内容の分かる名称とする。

例) 打合せ記録簿等

④ その他、必要と思われるデータは、SURVEYフォルダ直下のOTHERSフォルダに格納する。ファイル名は日本語とし、内容の分かる名称とする。

例) 現況写真、新設標識写真等

(3) 「DRAWING」フォルダの構成



平面管理図、道路敷地図、道路部面積計算素図は、5-2-5で規定している
ファイル命名規則に従いDRAWINGフォルダ直下に格納する。

第5章 CAD基準

第1節 CAD基準

5-1-1 基本的事項

CAD製図基準の適用

道路台帳図作成におけるCADの基準は、本要領に定めるものを除き、電子納品運用マニュアルにて規定する「CAD製図基準（国土交通省制定、H29年3月）」によるものとする。

第2節 CADデータ

5-2-1 図面形態及びレイヤ構成

図面構成は、平面管理図、道路敷地図、道路部面積計算素図の3種類とする。

レイヤ名は以下のとおりとする。

平面管理図

レイヤ名			記載内容	詳細内容
責任主体	図面オブジェクト	作図要素		
M S ※1	-TTL		外枠	
		-FRAM	内枠タイトル枠	内枠
		-LINE	区切り線、罫線	タイトル枠、方位
		-TXT	路線名	管理者、路線名、市町村名、図面名 図面番号、縮尺等
	-BGD		平面図	平面図全般
		-HICN	計曲線	等高線
		-LWCN	主曲線	等高線
		-HTXT	各名称	道路名、河川名、建物名称、その他
	-BMK		道路中心線	
		-SRVR	基準点、測点	基準点、センター、測点番号
		-ROW	境界杭	境界杭、道路区域界等
	-STR		道路幅員	道路幅員、横断図
		-STR1	平面管理図関係	枠、凡例、舗装構成、延長表示 分割番号、面積等
		-STR2	大字界、字界	大字界、字界、大字名、小字名
		-STRn	その他 ※2	塗りつぶし等

※1 道路台帳作成業務は維持管理段階で実施されるため、責任主体は「M」（維持管理）とする。また、CADトレースによる作業の責任主体は「S」（測量）とする。

CADトレースとは、道路台帳図一枚約200mの図面において、補正業務を50m行った場合、残りの150mはラスターデータからのトレースを行い一枚のCAD図面を作成する。その場合の150mのトレース部分を言う。

例 測量によるレイヤ M-BGD（新規図面）

トレースによるレイヤ S-BGD

※2 「その他」は、追加可能な場合のみ作成する。

道路敷地図

レイヤ名			記載内容	詳細内容
責任主体	図面 オブジェクト	作図要素		
M S	-T T L		外枠	
		-F R A M	内枠タイトル枠	内枠
		-L I N E	区切り線、罫線	タイトル枠、方位
		-T X T	路線名	管理者、路線名、市町村名、図面名 図面番号、縮尺等
		-B G D	筆界結線	筆界結線、同一所有者記号、引出線
		-H T X T	地番名	地番、地目、所有者
		-B M K	道路中心線	
		-S R V R	測点	センター、測点番号
		-R O W	境界杭	境界杭、道路区域界等
		-S T R	構成点番号	
		-S T R 1	敷地図関係	面積番号、面積計算表、使用資料
		-S T R 2	大字界、字界	大字界、字界
		-S T R n	その他	塗りつぶし等

道路部面積計算素図

レイヤ名			記載内容	詳細内容
責任主体	図面 オブジェクト	作図要素		
M S	-T T L		外枠	
		-F R A M	内枠タイトル枠	内枠
		-L I N E	区切り線、罫線	タイトル枠、方位
		-T X T	路線名	管理者、路線名、市町村名、図面名 図面番号、縮尺等
		-B G D	面積結線	面積結線
		-H T X T	面積番号	面積計算番号
		-B M K	道路中心線	
		-S R V R	測点	センター、測点番号
		-R O W	境界杭	境界杭、道路区域界等
		-S T R	構成点番号	
		-S T R 1	面積図関係	面積番号、面積計算表

5-2-2 線種

1. 線種

原則として実線、破線、一点鎖線、二点鎖線の4種類を使用するが、必要に応じて追加できる。

2. 太さ

原則として0.13、0.18、0.25、0.35、0.50mmの5種類を使用する。

線の太さ

レイヤ名			記載内容	線の太さ (mm)
責任 主体	図面 オブジェクト	作図要素		
M S	-T T L		5-2-1 図面形態およびレイヤ構成 参照	0.13
		-F R A M	//	0.50
		-L I N E	//	0.18
		-T X T	//	0.13
	-B G D		//	0.13
		-H I C N	//	0.25
		-L W C N	//	0.13
		-H T X T	//	0.13
	-B M K		//	0.25
		-S R V R	//	0.25
		-R O W	//	0.25
	-S T R		//	0.13
		-S T R 1	//	0.13
		-S T R 2	//	0.35
		-S T R n	//	適宜

5-2-3 色

- CADデータ作成に用いる色は原則として、黒、赤、薄黄色の3色とする。
- 赤は道路中心線、測点、測点番号、道路区域界及び境界杭を着色、薄黄色は補正箇所等を着色することとし、そのほかは黒とする。
- 補正箇所等の着色方法は、以下のとおりとする。（参考色 R:255 G:255 B:219）
 - 新規作成及び全面補正の場合
補正年月、受注者、補正理由を記載した箇所を着色
 - 部分補正の場合
補正箇所を着色

5-2-4 文字

- 文字フォントは、原則としてMSゴシックとする。
- 文字サイズは、1.8、2.5、3.5、5.0、7.0mmから選択することを基本とし、必要に応じ追加できることとする。
- 漢字は常用漢字、かなは平仮名、外来語は片仮名を原則とし、機種依存文字は使用しない。

字の大きさ (mm)	種 別 (名 称)	摘 要
7. 0	表 題	
5. 0	大字名、調製年月、調製会社名	部分補正会社等の記載は3. 5
	右上延長、右下図面番号	
3. 5	小字名、凡例、下欄の文字及び数字	
	市町村道名、河川名、建物名	
	測点番号、横断No.	
	各表題(横断図、舗装構成等)	
	土地確認表内容(私共所有地・・・)	道路敷地図
	図中区分番号(①、②、・・・)	道路敷地図
	面積計算表	道路敷地図
	使用資料	道路敷地図
2. 5	橋梁等構造物名、商店名、案内板名	
	電柱番号、照明灯番号、標識番号	密集度に応じて適宜(1. 8)
	幅員、ガードレール、縁石等の延長	密集度に応じて適宜(1. 8)
	舗装構成、横断図	
	地番、地目、所有者	道路敷地図
1. 8	構成点	道路敷地図 道路部面積計算素図

5-2-5 ファイル名

CADデータのファイル名は、山形県道路管理システム操作マニュアル（道路管理編）平成27年7月に規定する「図面ファイルの命名基準」によるものとする。

図面ファイルの命名基準

1. 平面管理図



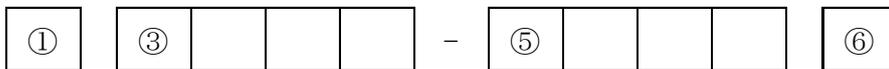
2. 道路敷地図



3. 面積計算素図



4. 橋梁一般図



5. トンネル一般図



6. 各項目の意味

	①	②	③	④	⑤	⑥
平面管理図	H	地域区分(※1)	道路種別(※2)+路線番号	現旧区分(※3)	図面番号+枝番	-
道路敷地図	S	地域区分(※1)	道路種別(※2)+路線番号	現旧区分(※3)	図面番号+枝番	-
面積計算素図	M	地域区分(※1)	道路種別(※2)+路線番号	現旧区分(※3)	図面番号+枝番	-
橋梁一般図	K	-	道路種別(※2)+路線番号	-	橋梁番号	側道橋番号
トンネル一般図	T	-	道路種別(※2)+路線番号	-	トンネル番号	連番

※1 地域区分 : 1 : 村山、2 : 西村山、3 : 北村山、4 : 最上、5 : 置賜、6 : 西置賜、7 : 庄内

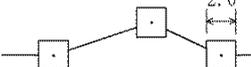
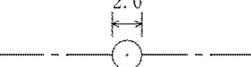
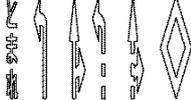
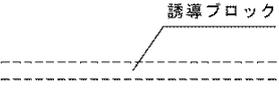
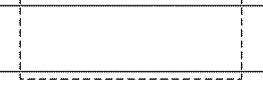
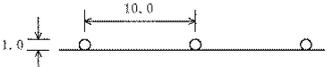
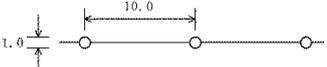
※2 道路種別 : 3 : 一般国道、4 : 主要地方道、5 : 一般県道

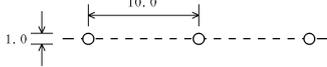
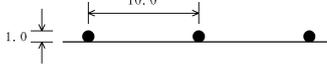
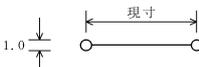
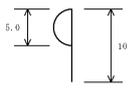
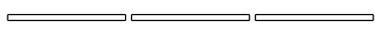
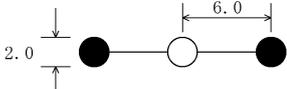
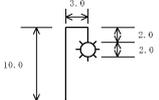
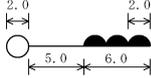
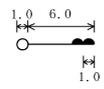
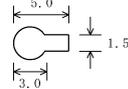
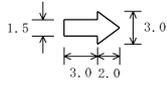
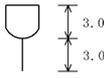
※3 現旧区分 : 1 : 現道、2 : 旧道、3 : 新道

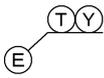
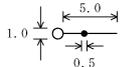
(山形県道路管理システム操作マニュアル（道路管理編）平成27年7月より抜粋)

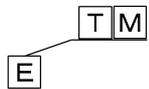
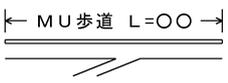
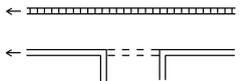
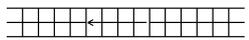
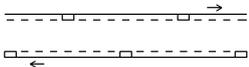
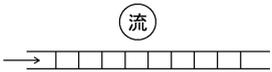
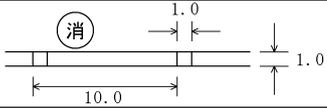
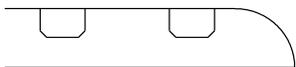
別添 平面管理図凡例集

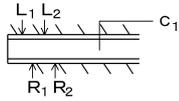
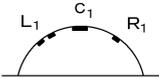
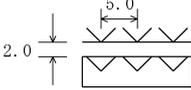
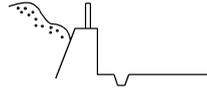
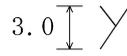
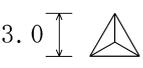
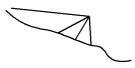
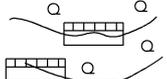
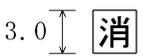
下記に掲げる凡例以外については、公共測量標準図式に従い表記する。
また、それらにより表記しがたい場合は監督職員と協議により決定する。

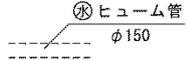
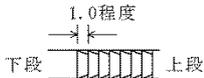
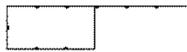
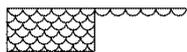
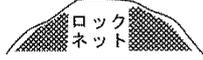
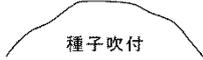
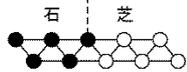
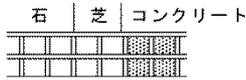
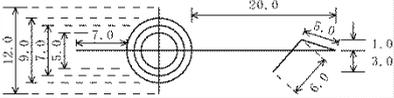
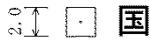
番号	名称	記号	摘要
1	県境		詳細は公共測量標準図式による
2	郡市界		詳細は公共測量標準図式による
3	町村界		詳細は公共測量標準図式による
4	大字・町・丁目界		詳細は公共測量標準図式による
5	小字界		詳細は公共測量標準図式による
6	道路区域界 及び境界杭		赤
7	道路の中心及び測点		赤
8	規制表示 指示表示 停止線等		真形を取得
9	横断歩道		真形を取得
10	ゼブラゾーン		真形を取得
11	視覚障害者 誘導ブロック		真形を取得 名称を併記
12	スノーシェッド ロックシェッド		真形を取得
13	ガードレール		名称及びLを記入
14	ガードパイプ		名称及びLを記入

番号	名称	記号	摘要
15	ガードスクリーン		名称及びLを記入
16	ガードロープ		名称及びLを記入
17	ガードパイプ (車止め)		線分を取得
18	カーブミラー		
19	縁石		L (連続)を記入 (ブロック毎の延長不要)
20	道路照明灯		○は柱位置 ●は照明灯方向
21	街路灯		
22	信号機		車道用
23	信号機		歩道用
24	道路起点		
25	道路終点		
26	案内標識		絵柄を作図
27	道路標識		標識令の番号
28	電力柱		

番号	名称	記号	摘要
29	電話柱	2.5 \updownarrow ⊕	
30	消火栓	2.5 \updownarrow ⊕	
31	ポスト	2.5 \updownarrow ⊖	
32	有放共同電柱	2.5 \updownarrow ⊕	
33	電柱等が重なる場合		
34	車両感知器		
35	火災報知機	1.5 \updownarrow 火 ⊕	
36	デリネーター	1.5 \updownarrow ⊗	
37	ポールコーン	1.5 \updownarrow ⊕	
38	公衆便所		真形を取得
39	公衆電話		真形を取得
40	非常電話	3.0 \updownarrow ⊕	
41	ガス (マンホール)	3.0 \updownarrow ⊕	
42	上水 (マンホール)	3.0 \updownarrow ⊕	

番号	名 称	記 号	摘 要
43	下水 (マンホール)	3.0 ↓ 下	
44	防火水槽 (マンホール)	3.0 ↓ F	
45	電気 (マンホール)	3.0 ↓ E	
46	電話 (マンホール)	3.0 ↓ T	
47	共同溝 (マンホール)	3.0 ↓ 共	
48	その他 (マンホール)	3.0 ↓ M	
49	マンホールが 重なる場合		
50	道路及び歩道		MU歩道*は名称L記入 ※マウンドアップ型歩道
51	蓋付側溝 蓋ナシ側溝及び暗渠		
52	L型側溝		断面を記入
53	円形側溝		断面を記入
54	流雪溝		断面を記入
55	消雪パイプ		
56	並木柵		コンクリート製柵又は 柵の外周を取得

番号	名称	記号	摘要
57	並木		∪ 1m程度までのもの ↑ それ以上のもの
58	トンネルの照明灯		 L 左側 C 中央 R 右側
59	ブロック塀 コンクリート塀		
60	板塀		詳細は公共測量標準図式による
61	鉄柵		詳細は公共測量標準図式による
62	生垣		詳細は公共測量標準図式による
63	防雪柵		
64	落石防止施設		
65	雪崩防止施設		
66	雪崩防止施設		
67	雪崩防止施設		
68	グレーチング側溝蓋		
69	消雪制御盤		
70	暗渠		旗揚げして名称記入 ボックスカルバート ヒューム管 暗渠 コルゲートパイプ U字溝 ヒューム管 ボックスカルバート φ600 W×H

番号	名 称	記 号	摘 要
71	水抜き		旗揚げして名称記入
72	階 段		真幅を取得
73	コンクリート壁		
74	石 積		全面的に記入しなくともよい
75	ブロック積み		狭い幅は直角三角形45度斜線
76	モルタル吹付		全面的に点記入
77	コンクリート吹付		全面的に点記入
78	ロックネット		全面的に記入しなくともよい
79	種子吹付		
80	法枠工		大丸 2 mm
81	法枠工		
82	方位記号		
83	境界杭		山形県
84	国土交通省杭		

番号	名称	記号	摘要
85	市 杭	$\frac{2.0}{2.5} \downarrow \square \cdot$ 市	
86	町 杭	$\frac{2.0}{2.5} \downarrow \square \cdot$ 町	
87	村 杭	$\frac{2.0}{2.5} \downarrow \square \cdot$ 村	
88	鉄 道	$\frac{2.0}{2.5} \downarrow \square \cdot$ 鉄	
89	基準点	$\frac{2.0}{2.5} \downarrow \oplus$	